



# 宮 崎 県 公 報

平成31年2月12日(火曜日) 第 3071 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 告 示

- 民有林の保安林の指定予定(2件)……………(自然環境課) 1
- 道路の区域の変更……………(道路保全課) 1

頁

- 道路の占用を制限する区域の指定(4件)……………(道路保全課) 2
- 港湾施設の概要の公示……………(港湾課) 2
- 宮崎県収入証紙売りさばき人の指定……………(会計課) 3

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更に係る届出(2件)……………(商工政策課) 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出(2件)……………(農村整備課) 4

## 告 示

### 宮崎県告示第93号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成31年2月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字川原 1 1030、11036、字中ノ横尾 11055-1、11055-2、11055-4、11056-1、11056-3、11057、字赤石 11070、11071-2、11078、11080-3、11081、11082-1、11097-2、11097-6、字大平 11108、11122-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第94号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成31年2月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字下日陰平4226-2、4226-6、4231-2、4231-5、4231-6、4246-3

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第95号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年2月12日から同年同月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
49	県道	北方土々呂線	延岡市石田町4100番1から同市同町4592番2地先まで	旧	5.4~18.2	579.2
			延岡市石田町4100番1から同市同町4592番2地先まで	新	5.4~18.2	579.2
			延岡市石田町4100番1から同市同町4406番2地先まで		4.7~25.9	408.3

**宮崎県告示第96号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年 2 月12日から同年同月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年 2 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡美郷町北郷黒木字ヨリキ 206番地先から同郡同町北郷黒木同字 194番まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

平成31年 2 月27日

**宮崎県告示第97号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年 2 月12日から同年同月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年 2 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡美郷町南郷水清谷字赤木1679番 1 地先から同郡同町南郷水清谷同字 1667番 5 まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

平成31年 2 月27日

**宮崎県告示第98号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年 2 月12日から同年同月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年 2 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
県道	益安平山線	日南市大字平山字敷下25番 4 地先から同市同大字字松花 400番 3 地先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

平成31年 2 月27日

**宮崎県告示第99号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成31年 2 月12日から同年同月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年 2 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
県道	益安平山線	日南市大字平山字神宮司 187番 1 地先から同市同大字同字 201番 1 地先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

平成31年 2 月27日

**宮崎県告示第 100号**

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第 12条第 5 項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成31年 2 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県知事 河野俊嗣

港 名	港 湾 施 設					
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力	
延岡新 港	外郭 施設	防波 堤	延岡市新浜町2丁目 8935番 160地先 (B-1-3-1)	延長 12.0メー トル	天端高 4.5メ ートル	
			同上 (B-1-3-2)	延長 12.0メー トル	天端高 4.5メ ートル	
	護岸		延岡市新浜町2丁目 8935番69 (B-5-8)	延長 90.0メー トル	天端高 3.5メ ートル	
			延岡市新浜町2丁目 8935番58 (B-5-11)	延長 15.0メー トル	天端高 3.5メ ートル	
			延岡市新浜町2丁目 8935番 160 (B-5-12-1)	延長 105.0メ ートル	天端高 3.0メ ートル	
			同上 (B-5-12-2)	延長 45.0メー トル	天端高 3.0メ ートル	
			同上 (B-5-12-3)	延長 120.0メ ートル	天端高 3.0メ ートル	

宮崎県告示第 101号

宮崎県収入証紙条例 (昭和39年宮崎県条例第34号) 第5条第1項の規定により、収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成31年2月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	指定年月日
延岡地区建設事業協同 組合	延岡市愛宕町二丁目32 番地	平成31年1月 31日

公 告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成31年2月12日

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス清武店  
宮崎市清武町木原字尾ノ下58番27
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
三井住友ファイナンス&リース株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役社長 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 変更の年月日  
平成30年8月24日
- 変更する理由  
代表者変更のため
- 届出年月日  
平成31年1月31日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成31年2月12日から平成31年6月12日まで
- 意見書の提出先及び期間  
(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課  
(2) 期間  
平成31年2月12日から平成31年6月12日まで
- 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成31年2月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス清武店  
宮崎市清武町木原字尾ノ下58番27
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
三井住友ファイナンス&リース株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物北側 97台 (第1駐車場)

建物南側 22台 (第2駐車場)

合計 119台

(変更後) 建物北側 86台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時から午後9時45分まで

(変更後) 午前9時から午後10時まで

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後10時まで

(変更後) 24時間

4 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

平成31年10月1日

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

平成31年2月1日

5 変更する理由

営業施策のため

6 届出年月日

平成31年1月31日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成31年2月12日から平成31年6月12日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成31年2月12日から平成31年6月12日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、百町原土地改良区（日向市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成31年2月12日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	股 野 満 男	日向市美々津町 414番地
理 事	黒 木 幸 義	日向市美々津町1430番地2
理 事	橋 口 和 豊	日向市美々津町 940番地
理 事	黒 木 廣 繁	日向市美々津町1821番地
理 事	河 野 浩 章	日向市美々津町1777番地
理 事	黒 木 真	日向市美々津町3826番地9
理 事	橋 口 重 夫	日向市美々津町 521番地2
理 事	橋 口 良 一	日向市東郷町山陰甲 310番地8
理 事	黒 木 一 夫	日向市美々津町3683番地1
監 事	橋 口 昌 弘	都農町大字川北4996番地2
監 事	植 野 茂 光	日向市東郷町山陰甲 605番地2
監 事	黒 木 務	日向市美々津町1269番地

(任期：平成32年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	股 野 満 男	日向市美々津町 414番地
理 事	黒 木 幸 義	日向市美々津町1430番地2
理 事	黒 木 廣 繁	日向市美々津町1821番地
理 事	黒 木 一 夫	日向市美々津町3683番地1
理 事	植 野 茂 光	日向市東郷町山陰甲 605番地2
理 事	黒 木 真	日向市美々津町3826番地9
理 事	橋 口 重 夫	日向市美々津町 521番地2
理 事	黒 木 邦 雄	日向市美々津町1774番地1
理 事	橋 口 良 一	日向市東郷町山陰甲 310番地8
監 事	黒 木 美 徳	日向市美々津町1356番地ロ
監 事	黒 木 務	日向市美々津町1269番地

監 事	橋 口 和 豊	日向市美々津町 940番地
-----	---------	---------------

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、延岡市土地改良区(延岡市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成31年2月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	原 田 博 史	延岡市稲葉崎町3丁目 755番地 2
理 事	安 藤 宏	延岡市細見町3359番地 3
理 事	染 矢 津 好	延岡市出北3丁目32番22号
理 事	矢 野 勝 一	延岡市稲葉崎町6丁目 457番地 2
理 事	大 崎 一 弥	延岡市大門町 186番地
理 事	中 森 利 保	延岡市無鹿町2丁目3406番地 1
理 事	横 山 延 市	延岡市二ツ島町9642番地
理 事	甲 斐 丈 吉	延岡市尾崎町4831番地
理 事	渡 部 周 一	延岡市祝子町3116番地
理 事	山 口 睦 男	延岡市差木野町6277番地
理 事	牧 野 佳 文	延岡市鹿小路4711番地 1
理 事	甲 斐 俊 一	延岡市小川町5028番地
理 事	濱 田 憲 司	延岡市長浜町3丁目4960番地 1
理 事	田 中 昇	延岡市東浜砂町1114番地 2
理 事	尾 崎 重三郎	延岡市小野町5930番地
理 事	牧 野 哲 郎	延岡市片田町3110番地 1
理 事	中 城 裕 史	延岡市下三輪町1424番地 1
理 事	後 藤 哲 郎	延岡市松山町1183番地
理 事	酒 井 隆 之	延岡市天下町 544番地
理 事	山野内 勇 公	延岡市大貫町6丁目1835番地
理 事	古 嶋 重 豊	延岡市石田町3124番地

理 事	岩 切 東	延岡市下伊形町7341番地 1
監 事	甲 斐 繁	延岡市祝子町4084番地
監 事	川 崎 清 喜	延岡市小峰町6194番地
監 事	小 谷 喜美雄	延岡市岡元町 547番地

(任期：平成33年4月5日まで)

#### 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	原 田 博 史	延岡市稲葉崎町3丁目 755番地 2
理 事	田 口 昇	延岡市出北4丁目2480番地 2
理 事	安 藤 宏	延岡市細見町3359番地 3
理 事	矢 野 勝 一	延岡市稲葉崎町6丁目 457番地 2
理 事	島 田 彰	延岡市栗野名町1533番地
理 事	新 名 健 一	延岡市牧町4561番地 1
理 事	横 山 延 市	延岡市二ツ島町9642番地
理 事	高 田 博 文	延岡市夏田町6436番地
理 事	甲 斐 繁	延岡市祝子町4084番地
理 事	山 口 睦 男	延岡市差木野町6277番地
理 事	牧 野 佳 文	延岡市鹿小路4711番地 1
理 事	甲 斐 茂 男	延岡市岡元町 212番地
理 事	吉 岡 宣 生	延岡市別府町4093番地
理 事	吉 本 勝 一	延岡市浜町5373番地
理 事	白 間 泉	延岡市下三輪町1074番地
理 事	尾 崎 重三郎	延岡市小野町5930番地
理 事	牧 野 哲 郎	延岡市片田町3110番地 1
理 事	後 藤 哲 郎	延岡市松山町1183番地
理 事	八 矢 学	延岡市野地町1丁目2501番地 1
理 事	西 村 重 信	延岡市吉野町1616番地
理 事	古 嶋 重 豊	延岡市石田町3124番地

理 事	岩 切 東	延岡市下伊形町7341番地 1
監 事	甲 斐 操	延岡市尾崎町 308番地
監 事	柳 田 高 志	延岡市古川町 125番地
監 事	甲 斐 俊 一	延岡市小川町5028番地